

輸出取戻し手数料の設定の考え方について(案)

1. 輸出取戻し手数料の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)上、資金管理法人は、その輸出取戻し業務に要する費用を、輸出取戻し手数料として、リサイクル料金預託済の中古車を輸出し、リサイクル預託金の取戻し申請を行う自動車所有者に、請求できることとなっている。

輸出取戻し手数料の額は、資金管理法人たる(財)自動車リサイクル促進センターが経済産業・環境大臣の認可を受けて設定する必要がある。

2. 輸出取戻し業務に要する費用の構成要素

輸出中古車の所有者からのリサイクル預託金の輸出取戻し申請には、自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行った事業者(以下「登録事業者」という)からの申請(以下「パソコン申請」という)と自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行っていない者(以下「一般輸出者」という)からの申請(以下「一般申請」という)の2種類が存在する。

登録事業者からのパソコン申請は、登録事業者が保有するパソコンを用いてインターネット経由で資金管理システムを利用しながら申請書を作成することとなり、この場合申請書を作成することで自動的に申請書への記載事項が資金管理システムに記録されることとなる。一方、一般輸出者からの一般申請は、所定の様式の申請書に手書き等で必要事項を記載して頂き、これを(財)自動車リサイクル促進センターに送付して頂くこととなる。このため、(財)自動車リサイクル促進センターでは、送付された申請書を参照しながら改めて資金管理システムに必要事項を記録することが必要。さらに一般申請は、送付される申請書が手書きによる記入等のため不備・不鮮明である場合も十分に想定され、こうした場合の確認作業も必要となることが想定される。

輸出取戻し業務に要する費用の内訳を、
、
の各申請形態別に整理すれば以下のとおりとなる。

申請形態	会計上の費目	内 訳
パソコン申請	輸出取戻し手数料収入	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類処理業務にかかる業務委託手数料(申請書の記載事項の確認(入力されたデータの確認のみ)、添付書類の確認) ・預託金返還にかかる振込手数料 ・輸出取戻し申請書類の帳票保管料 <p style="text-align: right;">等</p>
一般申請	輸出取戻し手数料収入	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類処理業務にかかる業務委託手数料(申請書の記載事項の確認(手書き等による記入事項の確認、不備・不鮮明があった場合の確認、資金管理システムへの入力)、添付書類の確認) ・返還可否通知書送付費用 ・預託金返還にかかる振込手数料 ・輸出取戻し申請書類の帳票保管料 <p style="text-align: right;">等</p>

3. 輸出取戻し手数料の設定に関する具体的な考え方

(1)輸出取戻し申請は、リサイクル料金が預託済みとなってはじめて可能となること等から、制度施行当初は発生せず、2年目においても少ないことが想定される。また、施行から一定期間は、申請を行う中古車輸出業者、その申請書類の処理を行う事務取扱者ともに、申請書類の処理に慣れていない為に、書類不備及び処理上の時間的ロスが多く発生すると考えられ、委託費用が割高になると想定される。

一方、3年目以降は輸出取戻し申請台数が安定的になると考えられ、申請書類の処理にかかる事務取扱工数も落ち着いてくるものと想定される。

上記を鑑みると、自動車リサイクル法施行からの3年以上の一定期間で、輸出取戻し業務にかかる総費用と総返還台数で料金を算出するのが適当と考えられ、5年程度の期間で料金を算出することが適当と判断した。

(2)前述のとおり、パソコン申請、一般申請の申請形態ごとに費用の内容及び所要工数が異なること等に鑑み、申請形態別に適正原価の積み上げを行うことが適当。

以上